

## ふくおか県央環境広域施設組合規則第21号

### ふくおか県央環境広域施設組合斎場の設置及び管理に関する 条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふくおか県央環境広域施設組合斎場の設置及び管理に関する条例(平成31年条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(使用許可の申請)

第3条 条例第5条の規定により斎場の使用の許可を受けようとする者は、斎場施設使用許可申請書を組合長に提出しなければならない。

(使用許可)

第4条 斎場施設使用許可書は、使用料納入の領収書をもってこれに代えることができる。

(使用料の減免)

第5条 条例第6条第2項の規定により使用料(飯塚市斎場の待合室料並びに嘉麻市嘉麻斎場の多目的室料及び霊安室料を除く。)を減免する基準及び割合は、次に定めるとおりとする。

(1) 飯塚市斎場にあつては飯塚市又は小竹町の居住者、嘉麻市嘉麻斎場にあつては嘉麻市の居住者、筑穂園にあつては飯塚市又は桂川町の居住者であつて、生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けるもの 全額免除

(2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定による遺体で引取人のないもの 全額免除

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書を組合長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第6条 条例第7条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者

は、使用料還付申請書を組合長に提出しなければならない。

- 2 前条第1項各号に該当することにより使用料の還付を受けようとする場合にあっては、前項の申請書の提出をもって前条第2項の申請をしたものとみなす。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 棺内に危険物又は燃えにくい物を入れてはならないこと。
- (2) 所定の場所以外に立ち入ってはならないこと。
- (3) 施設、機械及び器具を損傷するおそれのある行為をしてはならないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の指示に従うこと。

(指定管理者による管理の場合の読替え)

第8条 条例第11条第1項の規定により指定管理者が斎場の管理を行う場合における第3条の規定の適用については、これらの規定中「組合長」とあるのは「指定管理者」とする。

- 2 条例第12条第1項の規定により指定管理者が利用料金をその収入として収受する場合における第4条から第6条までの規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「組合長」とあるのは「指定管理者」とする。

(様式)

第9条 斎場の管理に関する事務に用いる書類の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、組合長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日の前日までに、飯塚市・桂川町衛生施設組合火葬場の管理に関する条例施行規則(平成10年穂波町ほか2ヵ町衛生施設組合規

則第1号)、飯塚市斎場条例施行規則(平成18年飯塚市規則第144号)又は嘉麻市嘉麻斎場条例施行規則(平成18年嘉麻市規則第112号)(以下これらを「承継前の規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この規則の施行日の前日において、第5条第1項の規定と異なる使用料の減免の基準及び割合を適用している斎場については、同項の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。この場合において、組合長(指定管理者が管理を行う斎場にあつては、指定管理者)は、当該従前の例によることとされる使用料の減免の基準及び割合を条例第3条第2項(指定管理者にあつては、条例第11条第3項の規定による読み替え後の同項)の例により広く周知しなければならない。
- 4 この規則の施行の際現にふくおか県央環境広域施設組合が有する承継前の規則に基づく様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。